

# 令和8年度ひょうごユニバーサルツーリズム推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル 募集要項

## 1 事業概要・目的

ひょうご観光本部（以下、「本部」という。）では、年齢や障害等の有無に関わらず誰もが兵庫県内の旅行を楽しめるユニバーサルツーリズム（以下、「UT」という。）を推進するため、各地域における普及啓発に加え、ユニバーサル対応などの情報発信やUT旅行商品の造成などに取り組んでいる。

令和8年度は、UTをより一層推進するため、おもてなし研修やコンシェルジュ地域ネットワーク連絡会の開催による受入体制の充実や、モニターツアーの実施による情報発信・機運醸成を図るため、この業務を委託する者を選定するため、令和8年度ひょうごユニバーサルツーリズム推進事業業務委託に係る公募型プロポーザル（以下、「プロポーザル」という。）を実施する。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務委託料

4,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

## 4 応募資格

本プロポーザルへ応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、本部との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
  - イ 応募書類の受付期間において、兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
  - エ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
  - オ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (6) 業務内容について守秘義務を遵守できること。
- (7) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
  - ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
  - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
  - ウ 申請については、1者につき1提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。

なお、代表者及びその構成者は上記の(1)～(6)のすべてを満たすこと。

## 5 公募スケジュール

公募開始	令和8年4月9日（木）
質疑の受付	令和8年4月13日（月）～4月17日（金）17時まで
参加表明	令和8年4月17日（金）17時まで
質疑に対する回答	令和8年4月21日（火）（予定）
応募書類の提出	令和8年4月24日（金）17時まで
審査期間	令和8年4月27日（月）～5月8日（金）（予定）
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

## 6 提案に係る手続

### （1）募集期間

#### ア 参加表明

本プロポーザルに応募する意思がある者は、令和8年4月17日（金）17時までに電子メールにより、その旨を連絡すること。

#### イ 提出締切

令和8年4月24日（金）17時まで（必着）

※ 締切後はいかなる理由があっても、提出を認めない。

### （2）連絡先・提出先

「12 問合せ先」まで

### （3）提出方法

原則、電子メールにより提出すること。持参又は郵送による提出も可とするが、その場合も、併せて電子メールによりデータを送付すること。また、電子メール、郵送による場合は、本部に着信を確認すること。

### （4）質疑の受付及び回答

#### ア 受付期間

令和8年4月13日（月）～4月17日（金）17時まで

#### イ 提出方法

電子メールにより事務局に提出すること。（様式任意）

#### ウ 質問に対する回答

原則、ホームページにおいてすべての質問及び回答を公表する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問合せは受け付けない。

### （5）応募に関する留意事項

ア 応募書類は理由の如何を問わず返却しない。

イ 必要に応じ、応募者に対して個別に提出書類の内容の確認、追加書類の提出依頼、ヒアリング等を行うことがある。

ウ 提案にかかるすべての費用は応募者の負担とする。

## 7 提出書類

書類名	部数/様式	内容
企画提案書	A4サイズ 20枚以内 (持参又は郵送する場合は6部)	・企画提案 ・業務実施体制(再委託先含む) ・事業実績(過去5年以内) ・事業者概要 等
経費概算見積書	様式任意	必ず積算単価及び数量等を明記し「一式」という表記は極力避けること。
暴力団等の排除に関する誓約書	別紙様式	

## 8 受託事業者等の選定

### (1) 選定方法

審査会を設置し、別紙審査表案に基づき、応募者から提出された提案内容等を総合的に審査・採点し、最も高い評価を得た応募者を、受託候補者として選定する。1位の者が複数の場合は、会長が決定する。

なお、審査会は書面開催とする。

### (2) 選定結果の連絡

選定の結果は、事務局から応募者全員に対して文書で通知する。

### (3) 審査対象からの除外(失格事由)

- ア 「4 応募資格」に該当しない場合
- イ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ウ 審査委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれがある不正行為を行うこと

### (4) 応募者が1者である場合の措置

応募者が1者であっても、審査委員会による審査を実施する。ただし、審査の結果、受託候補者を選定しない場合がある。

## 9 選定の取消し

- (1) 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は、選定を取り消すことがある。
- (2) 受託候補者として選定された者が、委託契約締結までに、本要項に定める応募資格を喪失したときは、落札を取り消す場合がある。

## 10 契約締結に関する事項

- (1) 受託候補者に選定された者と業務委託契約締結に向けた協議を行う。契約時の業務実施内容は提案内容を基本とするが、審査会での審査結果を踏まえ、提案内容から修正を求める場合がある。
- (2) 受託候補者は、原則として、8(2)の結果通知日の翌日から起算し7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約書の作成に必要な経費は、双方の負担とする。

## 11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかに関わらず、本体価格に100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。
- (3) 一度提出のあった書類は、原則として差替えを認めない。
- (4) 受託候補者となった者が、応募資格を喪失した場合、又は契約前協議が調わない場合、本部は審査の結果が時点だった者と契約を締結することができる。その場合、該当者に対して、別途その旨を通知する。
- (5) 提案時に応募者が提示する金額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は受託候補者決定後に締結する契約書による。

## 12 問合せ先

公益社団法人ひょうご観光本部 経営企画課 担当：蓑島

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-361-7661（直通） FAX：078-361-7662

E-mail：[minoshima@hyogo-tourism.jp](mailto:minoshima@hyogo-tourism.jp)